



山形県公報

令和6年6月14日(金)

号 外 (16)

目 次

告 示

○第5種共同漁業権遊漁規則の認可…………… (水産振興課) …… 1

告 示

山形県告示第455号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第170条第1項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。

令和6年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 漁業権者の名称及び所在地

- イ 名 称 両羽漁業協同組合外1組合
- ロ 所在地 酒田市新堀字法流田5-8

(2) 漁業権の免許番号 内共第1号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

- a ロの(イ)及び(ニ)に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- b 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
うぐい(はや)、こい	2月1日から3月31日まで及び6月1日から9月30日まで
やつめうなぎ、もくずがに	9月15日から翌年の5月9日まで
さくらます(海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。)	3月1日から8月31日まで

- c 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
うぐい(はや)	酒田市大字落野目地内落野目揚水場から下流750メートルの地点までの最上川	4月20日から5月10日まで
さくらます	河口から上流500メートルの地点までの最上川	3月1日から8月31日まで

(ロ) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全長等
うぐい（はや）	全長5センチメートル
こい	全長15センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
さくらます	釣り	1日	3,000円
		1年	10,000円
うぐい（はや）、こい、やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。）、やつめうなぎ、もくずがに	釣り、すくい網、徒手採捕	1日	1,000円
		1年	3,000円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の一般遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生及び70歳以上の者	無料
中学生	一般遊漁料の額の1/2に相当する額
肢体不自由者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。以下同じ。）	

(ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、さくらますを除く一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
うぐい（はや）、こい、やつめ うなぎ、やまめ	投網	1 年	4,000円
	はえなわ	1 年	3,000円
	四ツ手網	1 年	4,000円

(ホ) 控除額

期間1年の遊漁料について、2種以上納付する場合は、1種を超える遊漁料につきそれぞれ1,500円を控除する。

(ハ) 納付方法

遊漁料は組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができるものとする。

(ト) 共通遊漁料

- a この漁場区域内及び第1表に掲げるすべての漁場区域内において第2表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、同表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

第1表

漁 場 区 域 （漁業権の免許番号）
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、内共第25号、内共第26号

第2表

水産動植物の種類	漁具・漁法	遊 漁 料
全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く。）	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同 上	1年間 20,000円

- b 共通遊漁料の納付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

ハ 遊漁承認証に関する事項

- (イ) 遊漁について組合又は内水連の承認を受けたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
- (ロ) 遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (ハ) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

ニ 遊漁に際し守るべき事項

- (イ) 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (ロ) 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (ハ) 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (ニ) 河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。
- (ホ) 組合が法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力しなければならない。
- (ハ) 組合が水産動植物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項に従わなければならない。

ホ 漁場監視員に関する事項

(イ) 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(ロ) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等を着けるものとする。

ヘ 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、又は以降その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

2 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名称 県南漁業協同組合

ロ 所在地 米沢市舘山二丁目2-21

(2) 漁業権の免許番号 内共第2号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a ロの(イ)及び(ニ)に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投網	網口径5メートル以下
刺し網	肩長さ15メートル以下、網丈1.8メートル以下
たも網	網口径2メートル以下
すくい網	間口1メートル以下

c 舟艇及びこれに類似した漁具を使用してはならない。

d 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます	4月1日から8月31日まで
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで
にじます	4月1日から10月31日まで

e 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
うぐい（はや）	大樽川 米沢市小野川町地内塔ノ原橋下流端から上流大樽川砂防堰堤まで	4月20日から 6月15日まで

かじか	大 樽 川	米沢市小野川町地内塔ノ原橋下流端から上流大樽川砂防堰堤まで	周年
いわな	大 荒 沢	全域	
うぐい（はや）を 除く全魚種	羽 黒 川	米沢市大字大沢地内長根沢との合流点の上流750メートルの地点を基点としてその上流の長根沢全域	
全魚種	大 樽 川	米沢市大字関地内西吾妻スカイバレー櫛峰橋から上流全域	
	矢 沢 川	米沢市大字三沢地内水窪ダム上流矢沢川橋から下流100メートルの地点まで及び同橋から上流全域	
	刈 安 川	米沢市万世町地内第一刈安橋から上流砂防堰堤まで	
	綱 木 川	綱木川ダムから上流綱木川第一堰堤まで及び綱木川ダムから上流烏川第一堰堤まで	

f 次の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中網漁具により遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
刈 安 川	米沢市万世町地内第一刈安橋から上流全域	周年
犬 川	東置賜郡川西町大字玉庭野中橋から上流500メートルの地点まで	
松川（最上川）	米沢市窪田町地内置賜橋から上流及び下流それぞれ1,000メートルの地点まで	
大 樽 川	米沢市小野川町地内塔ノ原橋下流端から上流大樽川砂防堰堤まで	
鬼 面 川	米沢市大字館山地内鬼面川頭首工から上流小樽橋まで	7月1日から 7月31日まで

g 大樽川においては、dに掲げる公示の日から7月31日までは友釣り及びどぶ釣り以外の漁具・漁法によるあゆの遊漁をしてはならない。

(v) 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動植物については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長
こい	10センチメートル
うぐい（はや）、ふな	5センチメートル
さくらます、やまめ、いわな、にじます	15センチメートル

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ	友釣り、どぶ釣り	1 日	1,800円
		1 年	8,600円
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、わかさぎ	徒手採捕、すくい網、たも網、釣り（掛け釣りを除く。）	1 年	5,000円
わかさぎ	釣り（掛け釣りを除く。）	1 日	1,200円
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます	徒手採捕、すくい網、たも網、釣り（掛け釣りを除く。）	1 日	1,000円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に500円を加算して得た額とする。ただし、わかさぎに係る期間1日の一般遊漁料には500円を加算しない。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の一般遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
学齢に達しない幼児、小学生、中学生及び満80歳以上であることを証する書面を有する者	無料
高校生及び肢体不自由者	一般遊漁料の額の1/2に相当する額

(ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、次の表に掲げる額から1,200円を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ	投網、刺し網	1 年	10,000円
うぐい（はや）、こい、ふな			

(ホ) 納付方法

一般遊漁料は組合が別に定めて公示する場所において、特別遊漁料は組合事務所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができるものとする。

(ヘ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

- ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ
- ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ
- ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ
- ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

- 3 (1) 漁業権者の名称及び所在地
 - イ 名 称 西置賜漁業協同組合
 - ロ 所在地 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙555番地の1
- (2) 漁業権の免許番号 内共第3号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

- a ロの(イ)及び(ニ)に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
刺し網	肩長さ50メートル以下、網丈180センチメートル以下

- c 一枚網以外の刺し網を使用して遊漁をしてはならない。
- d 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中網漁具により遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
西置賜郡飯豊町大字上原地内上原橋から上流同町大字岩倉地内神明橋までの置賜白川	6月1日から8月14日まで
上記の区域を除く区域	6月10日から7月31日まで

- e 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間
あゆ	竿釣（友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り（フライ釣りを含む。）、投網	組合が定めて公示する日から10月31日まで
	がら掛け（掛け釣り）	8月25日から10月31日まで
	刺し網	8月20日から10月31日まで
さくらます	釣り	4月1日から8月31日まで
やまめ、にじます、いわな	釣り、投網	4月1日から9月30日まで
わかさぎ	釣り	4月1日から11月30日まで

- f 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
うぐい（はや）	最 上 川	西置賜郡白鷹町大字佐野原地内柳島から上流及び下流それぞれ200メートルの地点まで
		西置賜郡白鷹町大字広野地内睦橋から上流白鷹町土地改良区揚水機場取水口の地点まで
		長井市小出地内諏訪堰水門から下流500メートルの地点まで
		4月20日から6月10日まで

	置賜白川	長井市時庭地内白川橋から下流最上川との合流点まで	
		西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から下流500メートルの地点まで	
		西置賜郡飯豊町大字須郷地内須郷橋から上流300メートル及び下流200メートルの地点まで	
かじか	置賜野川	長井市平山地内松田橋から上流及び下流それぞれ200メートルの地点まで	4月1日から 5月10日まで
		長井市寺泉地内谷地橋から下流フラワー長井線鉄橋まで	
	実淵川	西置賜郡白鷹町大字高岡地内高岡橋から下流300メートルの地点まで	
	荒砥川	西置賜郡白鷹町大字十王地内称名寺橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで	
	置賜白川	西置賜郡飯豊町大字樺地内長瀬橋から下流400メートルの地点まで	
		西置賜郡飯豊町大字川内戸地内鳥井原から上流200メートルの地点まで	
		西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から下流500メートルの地点まで	
		西置賜郡飯豊町大字須郷地内須郷橋から上流300メートル及び下流200メートルの地点まで	
全魚種	置賜白川	西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から上流120メートル及び下流230メートルの地点まで（魚道を含む。）	周年
	大実淵川	西置賜郡白鷹町大字黒鴨地内実淵川上流小実淵川との合流点から上流端まで	

(ロ) 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動植物については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全長
こい	10センチメートル
うぐい（はや）、ふな	5センチメートル
にじます	15センチメートル

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、わかさぎ	釣り（がら掛け（掛け釣り）を含む。）、たも網、すくい網、やす（かじかに限る。）	1日	1,000円
		1年	5,500円

あゆ	竿釣（友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り（フライ釣りを含む。）、がら掛け（掛け釣り））	1日	1,500円
		1年	7,500円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算して得た額とする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合には、加算しないものとする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
小学生以下	無料
中学生	一般遊漁料の額の1/2に相当する額
女性	

(ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、次の表に掲げる額から5,500円を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい、うぐい（はや）、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、わかさぎ	投網	1年	15,000円
	刺し網	1年	23,000円
	置き釣り、さで類、せん（筒）	1年	15,000円

(ホ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ハ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

4 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 最上川第一漁業協同組合

ロ 所在地 西村山郡朝日町大字宮宿1103番地1

(2) 漁業権の免許番号 内共第4号及び内共第5号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a ロの(イ)及び(ニ)に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

b 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます	3月1日から8月31日まで
やまめ、いわな、にじます	4月1日から9月30日まで

c 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域		期 間
全魚種	最 上 川	西村山郡大江町大字三郷地内最上堰堰堤から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	周年
		西村山郡朝日町大字四ノ沢地内最上川中流農業水利事業最上川頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	
かじか	月 布 川	西村山郡大江町大字月布地内北堰頭首工堰堤から下流500メートルの地点まで	5月1日から 5月31日まで
うぐい（はや）、 さくらます、やまめ	月 布 川	西村山郡大江町大字左沢地内最上川との合流点から上流50メートルの地点まで	5月1日から 6月10日まで
	最 上 川	西村山郡大江町大字左沢地内月布川との合流点から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
全魚種	月 布 川	西村山郡大江町大字小見地内小見床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	周年
		西村山郡大江町大字塩ノ平地内塩ノ平堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
		西村山郡大江町大字月布地内北堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
	朝 日 俣 沢	西村山郡朝日町大字立木地内朝日川との合流点から上流全域	

d 次の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中網漁具により遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
朝 日 川	西村山郡朝日町大字立木地内白倉橋から上流木川ダム堰堤まで	10月1日から翌年 8月31日まで
送 橋 川	西村山郡朝日町大字四ノ沢地内最上川との合流点から上流の送橋川及びその支流	周年
月 布 川	西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
	西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
	西村山郡大江町大字沢口地内巻淵床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	

e 次の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中釣りにより遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
月 布 川	西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から下流5メートルの地点まで	周年
	西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から下流5メートルの地点まで	
	西村山郡大江町大字沢口地内巻淵床止工から下流5メートルの地点まで	

(ロ) 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動植物については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長
ふな、うぐい（はや）	5センチメートル
こい	10センチメートル

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
うぐい（はや）、こい、ふな、うなぎ、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます	釣り、徒手採捕	1,000円	7,000円
あゆ	友釣り、どぶ釣り	1,500円	

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における遊漁料の額は、(イ)又は(ニ)に規定する金額に500円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、小学生及び中学生の一般遊漁料の額は、無料とする。

(ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、うなぎ、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます	釣り、徒手採捕、友釣り、どぶ釣り、置き釣り（はえ）、たも網、すくい網、がら掛け、投網	2,000円	10,000円

(ホ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ハ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項

(イ) 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(ロ) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベスト及び帽子を着けるものとする。

ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

5 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名称 最上川第二漁業協同組合

ロ 所在地 西村山郡河北町谷地字山王23番地1

(2) 漁業権の免許番号 内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a ロの(イ)及び(ニ)に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
すくい網	間口1.2メートル以下
たも網	網口径1.0メートル以下
投網	全長4.0メートル以下
四ツ手網	全長3.6メートル以下
刺し網	全長20.0メートル以下で遊漁者1名につき2枚を限度とする。
	網丈1.8メートル以下

c 一枚網以外の刺し網を使用して遊漁をしてはならない。

d オランダ釣りによる遊漁をしてはならない。

e 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中網漁具を使用して遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
えびづる沼	東根市大字島大堀地内	周年
大沼	西村山郡西川町大字沼山地内	
長沼	西村山郡西川町大字沼山地内	
寺津沼	天童市大字寺津地内	
寒河江川	西村山郡西川町大字本道寺地内寒河江ダムより下流水ヶ瀬ダムまで	
西村山郡西川町大字大井沢地内泥沢との合流点から上流根子川橋下流端までの寒河江川本流及びその支流（大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで）		
富並川	村山市富並地内里橋下流端から下流300メートルの地点まで	7月1日から9月1日正午まで

乱川	東根市大字沼沢地内向田橋上流端から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで
白水川	東根市大字泉郷地内観音橋上流端から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで
寒河江川	寒河江市慈恩寺地内昭和堰堰堤から下流寒河江川橋上流端まで

f 次の表の左欄に掲げる漁具を使用した遊漁は、中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中してはならない。

漁具	区 域	期 間
かえしのある針	西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋上流端から上流根子川橋下流端までの寒河江川本流及びその支流（大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで）	周年

g 次の表の左欄に掲げる漁具を使用した遊漁は、右欄に掲げる条件を守らなければならない。

漁具	条 件
刺し網	漁場を離れてはならない。
	鉄筋杭（人工的工作物）を使用してはならない。

h 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法により、中欄に掲げる水産動植物を対象とした遊漁は、右欄に掲げる区域内において行わなければならない。

水産動植物の種類	漁具・漁法	区 域
あゆ	ルアー釣り	寒河江市三泉地内の寒河江川橋上流端から下流溝延橋上流端まで

i 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
さくらます	3月1日から8月31日まで
やまめ、いわな、にじます	4月1日から9月30日まで
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで
かじか	6月1日から翌年の3月31日まで

j iの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる水産動植物の、中欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる区域内において4月1日から10月31日の期間内に行うことができる。

水産動植物の種類	漁具・漁法	区 域
にじます	釣り	西村山郡西川町大字本道寺地内寒河江ダムより下流水ヶ瀬ダムまでの寒河江川
		西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋上流端から上流根子川橋下流端までの寒河江川本流及びその支流（大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで）
	釣り（船舶を使用する場合は組合が認めたものに限る。）	西村山郡西川町大字沼山地内大沼

k 次の表の左欄に掲げる区域内において、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
最 上 川	東村山郡中山町大字長崎地内三郷堰頭首工から下流50メートルの地点まで 西村山郡河北町谷地地内谷地橋上流端から上流500メートル及び下流200メートルの地点まで	周年
寒 河 江 川	西村山郡西川町大字沼山地内村山広域水道取水堰堤から下流100メートルの地点まで	
	西村山郡西川町大字太郎地内東北電力原取水堰堤から下流50メートルの地点まで	
	西村山郡西川町大字吉川地内東北電力石田取水堰堤から下流50メートルの地点まで	
	西村山郡西川町大字吉川地内高松堰頭首工中心から上流100メートルまで及び下流上野大橋上流端まで	
	寒河江市大字慈恩寺地内昭和堰頭首工中心から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	
留 山 川	押切川との合流点の上流500メートルの地点を基点として、その上流150メートルの地点まで	
西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋上流端から上流見附堰堤までの寒河江川の支流（滝淵沢、大沢、ニカワ沢、ハタノ沢、蛇バミ沢、ヤナバ沢、ワサビ沢、アミサス沢、姥沢、上ノ沢、行沢、佐渡ノ沢及び口黒沢）		
西村山郡西川町大字志津地内の大越川支流石跳川		

l 次の表の左欄に掲げる場所において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

場 所	期 間
寒河江市大字白岩地内寒河江川に架かる臥龍橋の橋上	周年

(n) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全長等
こい	全長20センチメートル
ふな、うぐい（はや）	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、もくずがに	徒手採捕、釣り、すくい網、たも網	1,500円	8,000円
あゆ	友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り	2,000円	

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算した額とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、中学生以下の一般遊漁料の額は、無料とする。

(ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、次の表に掲げる額から8,000円を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	がら掛け	1年	10,000円
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、もくずがに	四ツ手網	1年	10,000円
	せん（筒）	1年	10,000円
	はえなわ（置針）	1年	10,000円
	投網	1年	15,000円
	刺し網	1年	15,000円
	投網及び刺し網	1年	23,000円

(ホ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ヘ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

6 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名称 丹生川漁業協同組合

ロ 所在地 尾花沢市北町一丁目10番5号

(2) 漁業権の免許番号 内共第10号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a ロの(イ)及び(ニ)に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
刺し網	肩長さ18メートル以下のもので、網目は12節以下とする。

c まき餌を使用して遊漁をしてはならない。

d 刺し網を設置して漁場を離れる漁法で遊漁をしてはならない。

e 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
さくらます	3月1日から8月31日まで
やまめ、いわな、にじます	4月1日から9月30日まで
あゆ	7月1日から10月31日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで

f 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄の区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
うぐい（はや）、かじか	北村山郡大石田町地内岩袋橋並びに尾花沢市地内丹生川橋、西正厳橋、行沢橋、母袋橋及び下柳渡戸橋の各橋から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの丹生川	3月20日から5月31日まで
全魚種	尾花沢市大字銀山新畑地内銀山川白銀の滝から下流白銀橋上流の堰堤までの銀山川	周年
さくらます、やまめ、いわな	尾花沢市高橋地内翁橋から上流の中沢川	

g 次の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中、網漁具により遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
尾花沢市大字延沢字荒町地内松母橋から上流国有林100林班ほ小班までの臈気川	周年

(ロ) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物については、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
こい	全長10センチメートル
ふな、うぐい（はや）	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、いわな、やまめ、にじます、さくらます、もくずがに	釣り、たも網、すくい網、徒手採捕	1 日	1,500円
		1 年	6,000円
あゆ	友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り	1 日	2,000円
		1 年	9,000円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、中学生以下の場合の一般遊漁料の額は、無料とする。

(ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、次の表に掲げる額から3,000円を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ、うぐい（はや）	投網、刺し網	1 年	13,000円
ふな、こい、やまめ、いわな、にじます、さくらます	投網	1 年	13,000円

(ホ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ヘ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

7 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 小国川漁業協同組合

ロ 所在地 最上郡舟形町舟形4723番地

(2) 漁業権の免許番号 内共第11号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

- a ロの(イ)及び(ニ)に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
刺し網（移動するもの）	1統（1統の肩長さ18メートル以下、網丈1メートル以下とする。ただし、互いに連結してはならない。）
たも網	網口径1メートル以下
すくい網	間口2メートル以下

- c 一枚網以外の刺し網を使用して遊漁をしてはならない。
- d まき餌を使用して遊漁をしてはならない。
- e 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間
あゆ	友釣り、どぶ釣り	7月1日から10月31日まで
	投網、刺し網	8月1日から10月31日まで
こい	すくい網、たも網、投網	7月1日から翌年の5月9日まで
さくらます	釣り、投網	3月1日から8月31日まで
やまめ、いわな	釣り、投網	4月1日から9月30日まで
もくずがに	かご、筒	9月1日から12月31日まで

- f 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域		期 間
かじか、やつめうなぎ	最上小国川	最上郡舟形町長者原地内富長橋上流端から下流100メートルの地点まで	周年
		最上郡舟形町舟形地内東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線鉄橋上流端から下流100メートルの地点まで	
		最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工下流端から下流100メートルの地点まで	
		最上郡舟形町長沢地内東日本旅客鉄道株式会社陸羽東線鉄橋上流端から下流100メートルの地点まで	

		最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋上流端から下流100メートルの地点まで
		最上郡最上町大字大堀地内大横川との合流点から上流100メートルの地点まで
		最上郡最上町大字向町地内満沢橋上流端から下流100メートルの地点まで
さくらます、やまめ、いわな	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川水系東ノ又沢
	最上小国川	最上郡最上町赤倉地内最上小国川水系中ノ又沢
やまめ、いわな	最上小国川	最上郡最上町赤倉地内矢粕沢支流下ナカツカ沢合流点から上流全域
全魚種	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤魚道
	最上小国川	最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流200メートルの地点まで

g 次の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中、網漁具により遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
最上小国川	最上郡舟形町富田地内最上川との合流点から上流1,000メートルの地点まで	2月1日から9月30日まで
	最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋下流端から義経大橋上流端まで	周年
	最上郡最上町大字富澤地内赤倉橋下流端から湯の原橋上流端まで	
	最上郡舟形町舟形地内舟形橋下流端から上流一の関大橋上流端まで	8月10日から8月31日まで
	最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工下流端から下流100メートルの地点から下流200メートルの地点まで	
	最上郡舟形町長沢地内大谷築下流端から下流350メートルのさいの神地点まで	
	最上郡舟形町長沢地内長尾橋中心線から上流100メートルの地点及び下流300メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋上流端から下流650メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字大堀地内白山橋上流端から下流300メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字向町地内満沢橋中心線から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字富澤地内末沢吊り橋上流端から下流350メートルの地点まで	
最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤下流端から下流2,800メートルの地点から上流の最上白川、東又沢及び西又沢	周年
	最上郡最上町大字東法田地内法田橋中心線から上流500メートル及び下流200メートルの地点まで	8月10日から8月31日まで

h 次の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中、釣り以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
最上小国川	最上郡舟形町長者原地内富田堰頭首工上流端から上流100メートル及び下流端から下流100メートルの地点まで	周年
	最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工上流端から上流50メートル及び下流端から下流100メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字大堀地内瀬見発電所堰堤上流端から上流50メートル及び下流端から下流100メートルの地点まで	

(ロ) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
こい	全長10センチメートル
うぐい（はや）	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は次の表のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
うぐい（はや）、こい、うなぎ、やつめうなぎ、かじか、さくらます、やまめ、いわな、もくずがに	釣り、たも網、すくい網、やす（かじかに限る。）、徒手採捕、かご、筒（もくずがにに限る。)	1 日	1,200円
		1 年	6,000円
あゆ	どぶ釣り、友釣り	1 日	1,800円
		1 年	9,000円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の一般遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
中学生以下	無料
障害の級が1級から3級までに該当する身体障害者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)	一般遊漁料の額の1/2に相当する額

(ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、あゆ以外に係る期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、次の表に掲げる額から6,000円（(ハ)に掲げる減免を受けた者にあつては3,000円）、あゆに係る期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、次の表に掲げる額から9,000円（(ハ)に掲げる減免を受けた者にあつては4,500円）を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい（はや）、さくらます、やまめ、こい、いわな	投網	1年	14,000円
あゆ	刺し網、投網	1年	14,000円

(ホ) 納付方法

一般遊漁料（(ハ)に掲げるものを除く。）は組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて、(ハ)に掲げる一般遊漁料及び特別遊漁料は組合事務所において納付しなければならない。

(ハ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

- ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ
- ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ
- ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ
- へ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

8 (1) 漁業権者の名称及び所在地

- イ 名称 最北中部漁業協同組合
- ロ 所在地 新庄市大手町2番66号

(2) 漁業権の免許番号 内共第12号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

- a ロの(イ)及び(ニ)に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
刺し網	肩長さ15メートル以下、網丈1メートル以下

- c 一枚網以外の刺し網を使用して遊漁をしてはならない。
- d 最上川、銅山川、新田川、泉田川、角川及び赤松川においては、eに掲げる公示の日から20日間は、友釣り、どぶ釣り及びがら掛け（掛け釣り）以外の漁具・漁法によりあゆの遊漁をしてはならない。
- e 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動植物の種類	期間
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます	3月1日から8月31日まで

やまめ、いわな、にじます	4月1日から9月30日まで
やつめうなぎ	7月1日から翌年5月9日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで

f 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域		期 間
うぐい（はや）	最上川	最上郡大蔵村内大蔵橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで	4月20日から 5月21日まで
	升形川	指首野川との合流点から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ400メートルの地点まで	
	指首野川	升形川との合流点から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	
	新田川	新庄市大字角沢地内角沢橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで	
かじか	最上川	最上郡大蔵村内大蔵橋から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで	4月1日から 5月31日まで
	新田川	全域	
	升形川	新庄市内升形橋から上流400メートルの地点まで	
	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで	
こい、ふな	最上川	新庄市内本合海大橋から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで	5月10日から 6月10日まで
	升形川	新庄市内升形橋から下流400メートルの地点まで	
	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ400メートルの地点まで	

g 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中刺し網により遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
こい	令和5年4月県告示第345号第13項第2号に掲げる漁場の区域内の最上川全域	10月1日から翌年の1月31日まで

(ロ) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
こい	全長10センチメートル
うぐい（はや）、ふな	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は次のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、いわな、さくらます、やまめ、にじます、やつめうなぎ、もくずがに	やす（うぐい（はや）及びかじかに限る。）、釣り、すくい網、たも網、徒手採捕	1,500円	7,200円
あゆ	友釣り、どぶ釣り、がら掛け（掛け釣り）	1,800円	8,300円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、中学生以下の者又は肢体不自由者であって組合が認めた者の一般遊漁料の額は、無料とする。

(ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、やつめうなぎ	刺し網	1 年	12,000円
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、いわな、さくらます、やまめ、にじます、やつめうなぎ、もくずがに	投網	1 年	9,400円
	四ツ手網、置釣り、せん（筒）、はえなわ		

(ホ) 控除額

期間1年の遊漁料について、2種類以上納付する場合は、1種を超える遊漁料につきそれぞれ3,600円を控除する。

(ヘ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ト) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

へ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

9 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 最上漁業協同組合

ロ 所在地 最上郡真室川町大字新町字天神460番地

(2) 漁業権の免許番号 内共第13号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

- a ロの(イ)及び(ニ)に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- b 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
かじか	5月11日から翌年の1月31日まで
さくらます	3月1日から8月31日まで
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで
やつめうなぎ	7月1日から翌年の5月9日まで

- c 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄の区域内において、右欄の期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
うぐい（はや）	1 最上郡金山町大字山崎地内上台川と金山川との合流点から下流100メートルの地点までの金山川	4月1日から5月10日まで
	2 最上郡真室川町大字平岡地内平岡堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの金山川	
	3 最上郡真室川町大字釜淵地内釜淵橋から下流100メートルの地点までの真室川	
	4 最上郡真室川町大字栗谷沢地内栗谷沢橋から下流200メートルの堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの真室川	
	5 最上郡真室川町大字木ノ下地内片淵地先揚水場から下流200メートルの地点までの真室川	
	6 最上郡真室川町大字川ノ内地内高沢沼田地先右岸県河川標柱から上流200メートルの地点までの真室川	
	7 最上郡真室川町大字大沢地内八千代橋から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの鮭川	
	8 最上郡真室川町大字差首鍋地内中村橋から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの鮭川	
	9 最上郡鮭川村大字庭月地内真室川と鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川	
	10 最上郡鮭川村大字庭月地内庭月観音寺橋から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川	
	11 最上郡鮭川村大字庭月地内豊田橋から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川	
	12 最上郡鮭川村大字川口地内泉田川と鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川	

13	最上郡鮭川村大字川口地内米坂橋から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川
14	最上郡戸沢村大字名高地内戸沢橋から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの鮭川

- d 次に掲げる区域においては、釣り以外の漁法で遊漁をしてはならない。
- (a) 最上郡鮭川村大字石名坂地内石名坂頭首工の上流50メートル及び下流100メートルの地点までの真室川（ただし、頭首工のゲートを開門した場合はこの限りではない。）
 - (b) 最上郡真室川町大字平岡地内新町頭首工の上流50メートル及び下流100メートルの地点までの金山川
- (e) 全長制限
次の表の左欄に掲げる水産動植物については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全長
こい	10センチメートル
うぐい（はや）	5センチメートル

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

- (イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい（はや）、こい、かじか、いわな、さくらます、やまめ、やつめうなぎ	釣り、徒手採捕、すくい網、たも網、やす（かじかに限る。）	1日	1,500円
		1年	8,000円
あゆ	友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り、がら掛け	1日	2,000円
		1年	9,000円

- (ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算して得た額とする。
- (ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、小学生、中学生及び肢体不自由者の一般遊漁料の額は、無料とする。ただし、肢体不自由者が期間1年の一般遊漁を行う場合にあつては、遊漁承認証の発行手数料として2,000円を収受する。
- (ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、当該金額から8,000円（あゆに係る期間1年の一般遊漁料を納付した場合は、9,000円）を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい（はや）、こい、かじか、さくらます、いわな、やまめ、やつめうなぎ	刺し網、投網	1年	12,000円

(ホ) 納付方法

一般遊漁料は組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて、特別遊漁料は組合事務所において納付しなければならない。ただし、一般遊漁料は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができるものとする。

(ハ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

- ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ
- ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ
- ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ
- ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

10 (1) 漁業権者の名称及び所在地

- イ 名称 最上川第八漁業協同組合
- ロ 所在地 東田川郡庄内町肝煎字蟹沢49番地4

(2) 漁業権の免許番号 内共第14号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

- a ロの(イ)及び(ニ)に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
小網	1 統（肩長さ15メートル以下、目合い30ミリメートル以下、25目掛け以下）

- c dに掲げる公示の日から1か月間は、釣り以外の漁具・漁法によりあゆの遊漁をしてはならない。
- d 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水 産 動 植 物 の 種 類	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
うぐい（はや）	3月1日から9月30日まで
かじか	6月1日から翌年の3月31日まで
もくずがに	9月1日から翌年の4月30日まで
やつめうなぎ	7月1日から翌年の5月9日まで
さくらます	3月1日から8月31日まで
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで
こい、ふな	3月1日から9月30日まで

- e 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
全魚種	酒田市石名坂地内大石橋の上流150メートルに設置された落差溝から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの相沢川	周年
	酒田市山元地内梁場橋から上流田沢川ダムまでの田沢川	
	酒田市北俣地内十二滝の滝つぼから下流400メートルの堰堤までの相沢川	
	酒田市山元地内田沢川ダム湖	
	東田川郡庄内町清川地内河川公園内に設置された魚道から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの立谷沢川	

(ロ) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
こい	全長10センチメートル
ふな、うぐい（はや）	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	友釣り、どぶ釣り	1 日	5,000円
		1 年	15,000円
	掛け釣り（船舶を使用しない者に限る。）	1 日	5,000円
		1 年	15,000円
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、やまめ、いわな、もくずがに	竿釣り、徒手採捕（もくずがにに限る。）、すくい網、やす（かじかに限る。）	1 日	3,000円
		1 年	7,000円
さくらます	竿釣り	1 日	5,000円
		1 年	15,000円

- (ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示より納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算した額とする。
- (ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の一般遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
小学生及び中学生	無料
高校生、70歳以上の者及び肢体不自由者	一般遊漁料の額の1/2に相当する額 (ただし、雑魚竿釣に限る。)

- (ニ) 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、いわな、さくらます、やまめ	投網	1 年	15,000円
あゆ	掛け釣り（船舶を使用する者を含む。）	1 年	15,000円
	小網	1 年	15,000円
やつめうなぎ	徒手採捕	1 年	8,000円

- (ホ) 控除額

期間1年の遊漁料について2種類以上納付する場合は、1種を超える遊漁料につきそれぞれ3,000円を控除した額とする。

- (ハ) 納付方法 内共第1号に同じ

- (ト) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

- ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ
- ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ
- ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ
- ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

- (4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

- 11 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 赤川漁業協同組合

ロ 所在地 鶴岡市本町三丁目3番20号

- (2) 漁業権の免許番号 内共第15号、内共第16号及び内共第17号

- (3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

- (イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a ロの(イ)及び(ニ)に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
たも網	網口径2メートル以下
すくい網	間口2メートル以下

投網	長さ4メートル以下
巻網（刺し網）	全長12メートル以内、5枚を限度とする。

- c 一枚網以外の刺し網を使用して遊漁をしてはならない。
- d 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法によりそれぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間
あゆ	徒手採捕、釣り、友釣り、掛け釣り（がら掛け）	組合が定めて公示する日から10月31日まで
	投網、巻網（刺し網）	大山川（八沢川）にあつては9月1日から10月31日まで 赤川（大山川を除く。）、京田川水系にあつては8月1日から10月31日まで
こい、ふな	巻網（刺し網）	赤川水系にあつては2月1日から9月19日まで
		京田川水系にあつては2月1日から9月30日まで
にじます、やまめ、いわな、ひめます	全漁具・漁法	4月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕、どう、かご	9月1日から12月31日まで
さくらます	全漁具・漁法	3月1日から8月31日まで

- e 次の表の(ア)欄に掲げる水産動植物は、それぞれ(イ)欄に掲げる漁具・漁法により(ウ)欄に掲げる区域内においては(エ)欄に掲げる期間中採捕してはならない。

(ア)水産動物の種類	(イ)漁具・漁法	(ウ)区 域	(エ)期 間
全魚種	全漁具・漁法 （徒手採捕及びさお釣りを除く。）及び舟艇の使用	大鳥池	周年
		酒田市黒森地内新川橋上流床止工から河口までの赤川	
	全漁具・漁法	大鳥池西沢	
		大鳥池落口から上流1.5キロメートルの地点から上流の東沢	
		大鳥池落口から上流1キロメートルの地点から上流の中ノ沢	
		大鳥池落口から上流850メートルの地点から上流の西ノ沢	
八久和川との合流点から上流アオ倉沢分岐点までの小国沢			
八久和川との合流点から上流2.5キロメートルの地点までの戸立沢			

		戸立沢との合流点から上流1キロメートルの地点までの茶畑沢	
		八久和川との合流点から上流1キロメートルの地点までの平七沢	
		八久和川（出合川）との合流点から上流800メートルの地点までのオツボ沢	
		月山ダム上流左岸1号標柱（鶴岡市上名川東山7-124）から右岸2号標柱（鶴岡市大綱字中ノ平45-199）を結ぶ線から下流梵字川ダムまでの梵字川	
	巻網（刺し網）	鶴岡市伊勢横内地内伊勢横内床止工から下流100メートルの地点までの赤川	
	投網、巻網（刺し網）	鶴岡市日枝地内坂本橋から同市宝町地内三次郎橋までの赤川	
	全漁具・漁法	大鳥池	10月1日から翌年の5月31日まで
うぐい（はや）	全漁具・漁法（さお釣りを除く。）	鶴岡市大宝寺地内三川橋から上流羽黒橋までの赤川	5月20日から6月30日まで
		東田川郡庄内町添津地内前野橋から上流添川橋までの京田川	
		鶴岡市水沢地内津利橋から上流石山橋までの大山川（八沢川）	
かじか	全漁具・漁法	鶴岡市内羽黒橋から上流馬渡床止工までの赤川	5月1日から5月31日まで
		東田川郡庄内町添津地内前野橋から上流添川橋までの京田川	
		鶴岡市水沢地内津利橋から上流石山橋までの大山川（八沢川）	

(甲) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全長等
こい	全長10センチメートル
ふな、うぐい（はや）	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、釣り（さくらますに係るものに限る。）、友釣り、掛け釣り（がら掛け）又は徒手採捕（やつめうなぎに係るものに限る。）に係る一般遊漁料を納付した場合は、さくらます、あゆ及びやつめうなぎ以外の水産動植物についての徒手採捕、釣り、すくい網及びたも網による遊漁もできるものとし、さくらます及びあゆの投網に係る一般遊漁料を納付した場合は、さくらます及びあゆ以外の水産動植物についての投網による遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	遊漁料		
		1日	3日	1年
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、やまめ、いわな、にじます、ひめます、もくずがに	徒手採捕、釣り、すくい網、たも網	1,050円	2,100円	4,150円
	舟艇使用の徒手採捕、釣り、すくい網、たも網	1,550円	3,100円	5,700円
	投網	2,100円	4,200円	7,250円
	巻網（刺し網）	2,100円	4,200円	9,300円
さくらます	釣り	3,100円	6,200円	10,300円
	投網	6,200円	12,400円	20,600円
あゆ	釣り、友釣り	2,100円	4,200円	8,250円
	掛け釣り（がら掛け）	2,600円	5,200円	8,800円
	投網	3,100円	6,200円	10,300円
やつめうなぎ	徒手採捕（手かぎを含む。）	1,550円	3,100円	6,700円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の中欄に掲げる遊漁に係る一般遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 の 種 類	遊 漁 料
小学生及び中学生	徒手採捕、釣り、すくい網及びたも網による全魚種についての遊漁	無料
高校生、70歳以上の者及び肢体不自由者	徒手採捕、釣り、すくい網及びたも網による、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、にじます、いわな、ひめます及びもくずがにの遊漁	一般遊漁料の額の1/2に相当する額（期間1年のものに限る。）
小学生、中学生、高校生、70歳以上の者及び肢体不自由者	(イ)に規定する遊漁のうち上記以外のもの	一般遊漁料の額から2,100円を控除した額（期間1年のものに限る。）

(ニ) 特別遊漁料の額は次のとおりとする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁のうち、さくらます、あゆ及びやつめうなぎ以外の水産動植物についての徒手採捕、釣り、すくい網及びたも網による遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ	巻網（刺し網）	1 年	15,400円

うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、やまめ、いわな、ひめます、やつめうなぎ	もんどり網	1年	6,200円
	やつめせん（筒）	1年	8,800円
	かじかせん（筒）	1年	8,250円
	竹せん（筒）	1年	6,200円
もくずがに	徒手採捕、どう、かご	1年	6,200円

(ホ) 控除額

期間1年の遊漁料について、2種以上納付する場合は、1種を超える遊漁料につきそれぞれ4,150円を控除するものとする。

(ハ) 納付方法

一般遊漁料は組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて、特別遊漁料は組合事務所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができるものとする。

(ト) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

- ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ
- ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ
- ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ
- へ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

12 (1) 漁業権者の名称及び所在地

- イ 名称 月光川養漁業協同組合
- ロ 所在地 飽海郡遊佐町野沢字下ク子添113番地

(2) 漁業権の免許番号 内共第18号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

- a ロの(イ)及び(ニ)に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- b 漁場区域内においては、7月1日から9日間は、友釣り又はどぶ釣り以外の漁具・漁法によるあゆの遊漁をしてはならない。
- c 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あゆ	7月1日から10月31日まで
うぐい（はや）	2月16日から10月31日まで
やつめうなぎ	2月16日から5月9日まで 7月1日から10月31日まで
かじか	4月1日から10月31日まで
さくらます	4月1日から8月31日まで

やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで
もくずがに	2月16日から10月31日まで

d 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、中欄に掲げる区域内において、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
全魚種	飽海郡遊佐町野沢地内上小台堰下から下流下小台橋までの庄内高瀬川	4月1日から9月30日まで

(p) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
うぐい（はや）	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料について、2種以上納付する場合は、1種を超える遊漁料につきそれぞれ4,000円を控除する。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	友釣り、投網、掛け釣り、どぶ釣り	1日	2,000円
		1年	7,500円
うぐい（はや）、いわな、さくらます、やまめ、かじか、やつめうなぎ、もくずがに	釣り、すくい網、徒手採捕、せん（やつめうなぎに限る。）、やす（かじかに限る。）	1日	1,000円
		1年	4,000円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、(イ)に規定する遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
小学生及び中学生	無料
高校生及び肢体不自由者	一般遊漁料の額の1/2に相当する額

(ニ) 特別遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料を納付した場合は次に掲げる額から4,000円（期間1年のあゆに係る一般遊漁料を納付した場合にあっては7,500円）を控除して得た額

とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、一般の遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい（はや）、さくらます	投網	1年	7,500円

(ホ) 納付方法 内共第13号に同じ

(ハ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

13 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名称 日向荒瀬漁業協同組合

ロ 所在地 酒田市市条字八森308番地

(2) 漁業権の免許番号 内共第19号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ中欄に掲げる漁具・漁法により、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間
あゆ	釣り（友釣り、どぶ釣り）	7月1日午前5時から10月31日まで
	投網	7月20日午前5時から10月31日まで
	掛け釣り	9月1日から10月31日まで
うぐい（はや）	釣り、すくい網、たも網、 投網	4月1日から5月9日まで 5月20日から12月31日まで
こい、ふな	釣り、すくい網、たも網、 投網	4月1日から10月31日まで
かじか	釣り、すくい網、たも網、 やす	5月15日から翌年の4月13日まで
さくらます	釣り、すくい網、たも網、 投網	4月1日から8月31日まで
いわな、やまめ	釣り、すくい網、たも網、 投網	4月1日から9月30日まで
やつめうなぎ	すくい網、たも網、徒手採 捕	7月1日から翌年の5月9日まで
もくずがに	徒手採捕	9月1日から11月30日まで

b あゆの釣り（友釣り）においては、疑似おとり（若しくはルアー）及びリールを使用してはならない。

c 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、中欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
全魚種	日向川支流前ノ川との合流点より上流の滝ノ沢の玉簾の滝までの区域	周年
	日向川と荒瀬川の合流点から下流の日向橋（六ツ新田）までの区域	10月4日から10月10日まで
	河口から上流酒田市穂積地内日向橋上流端までの区域	10月1日から翌年2月15日まで

(ロ) 全長等制限

a 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
やつめうなぎ	全長30センチメートル
こい	全長20センチメートル
やまめ、いわな	全長15センチメートル
うぐい（はや）、ふな	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

b 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆの釣り（友釣り、どぶ釣り及び掛け釣り）又は投網に係る遊漁料を納付した場合は、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、いわな及びやまめの釣り、すくい網、たも網及びやす（かじかに限る。）並びにもくずがにの徒手採捕による遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あゆ	釣り（友釣り、どぶ釣り）	1日 2,300円
		1年 10,000円
	釣り（どぶ釣り）	1日 1,500円 1年 7,000円
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな	投網	1日 2,300円
		1年 10,000円
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、もくずがに	釣り、すくい網、たも網、やす（かじかに限る。）、徒手採捕（もくずがにに限る。）	1日 1,000円 1年 3,000円
やつめうなぎ	すくい網、たも網、徒手採捕	1日 1,500円 1年 2,800円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員に納付する場合における遊漁料の額は、(イ)に規定する遊漁料の額に1,000円を加算した額とする。

(ハ) (イ)の規定にかかわらず、次の表の(ア)欄に掲げる者が行う遊漁について、(イ)欄に掲げる水産動植物を(ウ)欄に掲げる漁具・漁法により遊漁をする場合における遊漁料の額は、(エ)欄のとおりとする。

(ア)対 象 者	(イ)水 産 動 植 物 の 種 類	(ウ)漁 具 ・ 漁 法	(エ)遊 漁 料
小学生及び中学生	うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、もくずがに	釣り、すくい網、たも網、やす（かじかに限る。）、徒手採捕（もくずがにに限る。）	無料
	あゆ	釣り（友釣り、どぶ釣り）	
高校生及び肢体不自由者	うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、もくずがに	釣り、すくい網、たも網、やす（かじかに限る。）、徒手採捕（もくずがにに限る。）	遊漁料の額の1／2に相当する額
	あゆ	釣り（友釣り、どぶ釣り）	
	あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな	投網	

(ニ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ホ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

- ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ
- ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ
- ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ
- ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

14 (1) 漁業権者の名称及び所在地

- イ 名 称 山戸漁業協同組合
- ロ 所在地 鶴岡市山五十川甲406

(2) 漁業権の免許番号 内共第20号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

- a ロの(イ)に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
投網	15段以下

- c 漁場区域内においては、dに掲げる公示の日から10日間は、友釣り以外の漁具・漁法によりあゆの遊漁をしてはならない。
- d 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
うぐい（はや）	6月1日から翌年の4月30日まで
かじか	4月1日から12月31日まで
さくらます	4月1日から8月31日まで
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで

e 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
あゆ	鶴岡市五十川地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋から下流河口までの五十川	10月1日から10月31日まで
さくらます、やまめ	鶴岡市戸沢地内戸沢口橋から上流の五十川	周年

(d) 全長等制限

次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
うぐい（はや）	全長10センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

ロ 遊漁料の額及び納付方法

(イ) 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、さくらます及びもくずがにを除く水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	友釣り	1 日	1,500円
		1 年	6,000円
うぐい（はや）、かじか、やまめ、いわな	徒手採捕、釣り、やす（かじかに限る。）、すくい網、投網	1 日	1,000円
		1 年	2,400円
もくずがに	徒手採捕、かご	1 年	3,000円

さくらます	釣り、投網	1 日	3,000円
		1 年	8,000円

(ロ) (イ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
小学生以下	無料
中学生、80歳以上の者及び肢体不自由者	遊漁料の額の1/2に相当する額

(ハ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算して得た額とする。

(ニ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ホ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

へ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

15 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 温海町内水面漁業協同組合

ロ 所在地 鶴岡市小名部字千田98番地1号

(2) 漁業権の免許番号 内共第21号、内共第22号及び内共第23号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a bに掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁してはならない。

b 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間
あゆ	友釣り、どぶ釣り	7月1日から10月31日まで
うぐい（はや）	釣り、すくい網	3月1日から9月30日まで
かじか	すくい網、やす	4月1日から9月30日まで
さくらます	釣り、すくい網	4月1日から8月31日まで
いわな、やまめ	釣り、すくい網	4月1日から9月30日まで
やつめうなぎ	徒手採捕	8月1日から翌年の4月30日まで
もくずがに	徒手採捕	8月1日から12月31日まで

- c あゆの遊漁は、午前6時から午後6時までの時間内で行わなければならない。
- d 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
全魚種	鶴岡市温海地内温海川橋から河口までの温海川	周年
	鶴岡市大岩川地内大岩川橋から河口までの庄内小国川	
	鶴岡市鼠ヶ関地内蓬莱橋から河口までの鼠ヶ関川	
さくらます、やまめ、いわな	鶴岡市小国地内庄内小国川との合流点から上流の長沢川	
	鶴岡市楨代地内庄内小国川との合流点から上流の広谷川	
	鶴岡市平沢地内鼠ヶ関川との合流点から上流の幾重谷川	

(ロ) 全長等制限

次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
うぐい（はや）	全長10センチメートル
もくずがに	甲幅6センチメートル

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	友釣り	1 日	2,400円
		1 年	10,000円
		半日（午後のみ）	1,200円
	どぶ釣り	1 日	2,000円
		1 年	7,000円
		半日（午後のみ）	1,000円

うぐい（はや）、かじか、さくらます、やまめ、いわな、もくずがに	徒手採捕（もくずがにに限る。）、釣り、すくい網、やず（かじかに限る。）	1 日	1,500円
		1 年	6,000円
		半日（午後のみ）	750円
やつめうなぎ	徒手採捕	1 年	6,000円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付するときの遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に1,000円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
小学生及び中学生	無料
高校生及び肢体不自由者	遊漁料の額の1/2に相当する額

(二) 控除額

期間1年の遊漁料について2種以上納付する場合は、最も高額な遊漁料のみとする。

(ホ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ハ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

へ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

16 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 小国町漁業協同組合

ロ 所在地 西置賜郡小国町大字岩井沢836番地

(2) 漁業権の免許番号 内共第24号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a ロの(イ)に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
すくい網	間口1メートル以下
たも網	網口径50センチメートル以下

c 荒川、横川においては、dに掲げる公示の日から7日間は、釣り以外の漁具・漁法により、あゆの遊漁をしてはならない。

d 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで

e 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
かじか、うぐい (はや)	西置賜郡小国町大字小渡地内小渡橋から下流100メートルの地点までの荒川	3月1日から6月30日まで
	西置賜郡小国町大字船渡地内沖庭橋から上流100メートルの地点までの荒川	
	西置賜郡小国町大字町原地内平和橋から上流100メートルの地点までの横川	
かじか、うぐい (はや)、あゆを 除く全魚種	西置賜郡小国町大字小坂地内赤坂橋から下流重化学工業用水堰堤までの横川	周年
	西置賜郡小国町大字朝篠地内朝篠堰堤から下流300メートルの地点までの横川	
	西置賜郡小国町大字伊佐領地内大石頭首工から下流200メートルの地点までの横川	
	西置賜郡小国町大字小玉川地内西ノ俣沢と玉川との合流点から上流の西ノ俣沢	
	西置賜郡小国町大字小玉川地内玉川発電所取水堰から上流100メートル及び下流200メートルの地点までの内川及び玉川	
	西置賜郡小国町大字樋の沢地内樋の沢と荒川との合流点から上流及び下流それぞれ300メートルの地点までの荒川	
全魚種	西置賜郡小国町大字片貝地内片貝沢と玉川との合流点から上流の片貝沢	
	西置賜郡小国町大字綱木箱口地内横川ダムから上流250メートル及び下流100メートルの地点までの横川	

(n) 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長
うぐい(はや)、かじか	5センチメートル
やまめ、いわな	15センチメートル

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(i) 遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	遊漁料
うぐい（はや）、かじか、やまめ、いわな、わかさぎ	釣り、すくい網、たも網、やす（かじかに限る。）	1日 1,000円
		1年 4,500円
あゆ	釣り（友釣り、どぶ釣り及びがら掛けに限る。）、たも網	1日 2,000円
		1年 9,000円

(ロ) 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における遊漁料の額は、(イ)に規定する金額に500円を加算して得た額とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
中学生以下の者及び肢体不自由者	無料

(ニ) 納付方法 内共第1号に同じ

(ホ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

へ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

17 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 作谷沢漁業協同組合

ロ 所在地 東村山郡山辺町大字畑谷1992番の3

(2) 漁業権の免許番号 内共第25号及び内共第26号

(3) 遊漁規則の内容

イ 遊漁についての制限の範囲

(イ) 漁具・漁法の制限、遊漁期間及び禁止区域

a 釣り、すくい網以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

b 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
釣り	1人につき釣り竿3本以内
すくい網	1統（1.0メートル以下）

c 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水 産 動 植 物 の 種 類	期 間
こい、ふな、うなぎ	4月1日から12月15日まで
わかさぎ	6月1日から翌年の3月31日まで

d 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
ふな	東村山郡山辺町大字畑谷地内大沼のうち、大沼神社以東で組合が設置する2本の標柱を結ぶ線から東方の区域	4月1日から 5月20日まで
	東村山郡山辺町大字畑谷地内荒沼の西方で組合が設置する2本の標柱を結ぶ線から西方の区域	
わかさぎ	東村山郡山辺町大字畑谷地内大沼のうち、大沼神社以東で組合が設置する2本の標柱を結ぶ線から東方の区域	4月1日から 5月31日まで

(ロ) 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長
ふな、わかさぎ	10センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル

ロ 遊漁料の額及びその納付の方法

(イ) 一般遊漁料の額は、無料とする。

(ロ) 共通遊漁料 内共第1号に同じ

ハ 遊漁承認証に関する事項 内共第1号に同じ

ニ 遊漁に際し守るべき事項 内共第1号に同じ

ホ 漁場監視員に関する事項 内共第1号に同じ

ヘ 違反者に対する措置に関する事項 内共第1号に同じ

(4) 遊漁規則の施行日 令和6年1月1日

令和6年6月14日印刷 発行所 山形県庁
令和6年6月14日発行 発行人 山形県